

尼崎市監査公表第 7 号

尼崎市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、梅澤康弘氏から平成 21 年 7 月 22 日付けで提出のあったみだしの措置請求について監査を行った結果、別紙のとおり同人に通知を行ったので、同条第 4 項の規定により公表する。

平成 21 年 9 月 2 日

尼崎市監査委員	須	賀	邦	郎
同	堀		智	子
同	宮	城	亜	輻
同	早	川		進

1 請求の要旨

請求人から提出された措置請求書及び証拠によれば、請求の要旨は次のとおりである。

市長は、尼崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（以下「現行条例」という。）に基づき、選挙管理委員会、公平委員会及び農業委員会（以下「本件委員会」という。）委員に対して、月額報酬を支給している。

本件委員会委員の職務内容は、会議日数と会議時間からみて、平成 21 年 1 月 22 日の大津地方裁判所判決（以下「大津地裁判決」という。）にある滋賀県行政委員会の開催頻度と大差はない。

市長が、本件委員会委員に対し月額報酬を支給していることは、大津地裁判決で示された勤務日数に応じて支給することとする地方自治法（以下「法」という。）第 203 条の 2 第 2 項の趣旨及び同第 204 条の 2 の規定に反し違法であるとして、市長に対し、本件委員会委員に月額報酬を支給しないよう監査委員に求めている。

2 請求の受理

平成 21 年 7 月 22 日付けで請求のあった本件請求は、法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けでこれを受理した。

3 監査の対象事項

本件請求の要旨から、本件委員会委員に月額報酬を支給していることが、法第 203 条の 2 第 2 項の趣旨及び同第 204 条の 2 の規定に違反しているかを監査の対象とした。

4 監査の実施

(1) 監査対象部局

総務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局

(2) 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の通知があったため、実施しなかった。

(3) 監査対象部局に対する文書照会及び資料請求

平成 21 年 7 月 29 日に公平委員会事務局から、同年 8 月 5 日に農業委員会事務局から、同年 8 月 6 日に総務局から、同年 8 月 7 日に選挙管理委員会事務局から、それぞれ本件請求に係る照会事項に対する文書回答及び請求資料の提出があった。

(4) 監査の期間

平成 21 年 7 月 22 日から同年 9 月 2 日まで

5 監査の結果

(1) 事実の認定

本件委員会委員に月額報酬を支給することについて、本件委員会の設置目的・根拠、本件委員会委員の職務内容及び報酬の支給根拠等について、監査対象部局に行った調査等により、次のとおり事実を認定する。

ア 本件委員会の概要

本件委員会は、普通地方公共団体の執行機関であり、普通地方公共団体の長から独立した機関である。また、法令等に基づく当該普通地方公共団体の事務を自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負うものである。(法第 138 条の 2)

更に、普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができるとしている。(法第 138 条の 4 第 2 項)

本件委員会に関する法令の主な規定内容、職務内容、会議回数及び報酬は、次のとおりである。

(イ) 選挙管理委員会

a 根拠規定等

法第 181 条第 1 項の規定に基づき、普通地方公共団体に設置されている。普通地方公共団体の処理する選挙に関する事務等を管理する。

b 職務内容

公職選挙法に基づく衆議院、参議院、県知事、県議会、市長及び市議会議員選挙の事務をそれぞれ管理する。また、その他の法令に基づく最高裁判所裁判官国民審査、農業委員会委員選挙及び直接請求に関する事務をそれぞれ管理するほか、各種選挙人名簿の調製、各種選挙に関する啓発並びに裁判員候補者・検察審査員候補者を選挙人名簿から抽出するなどの事務を行っている。

これらの事務を行うに当たっては、委員会に出席するほか、協議会・常時啓発行事・立候補予定者説明会への出席、立候補受付等の立会い、市議会本会議・研修会への出席、出張などを行っている。

【委員数】4 人

【任期】4 年

【選任方法】議会の選挙で選出

c 会議回数（平成 20 年度）

- ・委員会 19 回
- ・協議会 6 回

d 報酬

- ・委員長 月額 194,400 円
- ・委員 月額 97,200 円

(イ) 公平委員会

a 根拠規定等

地方公務員法第 7 条第 2 項の規定に基づき、人口 15 万以上の市（指定市を除く。）に設置されている。専門的、中立的機関として任命権者の人事権の行使をチェックする。

b 職務内容

地方公務員法第 8 条第 2 項に定められた、①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。②職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。③職員の苦情を処理することなどの事務を行っている。

これらの事務を行うに当たっては、委員会に出席するほか、不服申立て時には書面審査や口頭審理の開催及び裁決書の執筆、研修会等への出席、出張などを行っている。

【委員数】3 人

【任期】4 年

【選任方法】議会の同意を得て市長が選任

c 会議回数（平成 20 年度）

- ・委員会 12 回
- ・研究会等 9 回

d 報酬

- ・委員長 月額 103,700 円
- ・委員 月額 88,200 円

(ウ) 農業委員会

a 根拠規定等

農業委員会等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、市町村に設置されている。農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与することを目的としている。（農業委員会等に関する法律第 1 条）

b 職務内容

農地法等に基づき、①農地等の所有権の移転、賃貸借の設定若しくは移転の許可。知事許可の場合の申請書の受理、送付及び意見書の送付②市街化区域内にある農地の転用の場合の届出書の受理及び受理通知書の交付又は不受理の通知③生産緑地を農地等として管理するため、必要な助言又はあっせん、その他援助を行う場合の市長への協力などの事務を行っている。

これらの事務を行うに当たっては、委員会に出席するほか、農業会議・農会長会への出席、農業者からの相談業務、随時巡視による農地の把握、農業者間に紛争が生じた際の調停を行っている。

【委員数】選挙委員 9 人、選任委員 5 人

【任期】選挙委員 3 年、選任委員は選挙委員の任期満了まで

【選任方法】選挙委員は農業者の選挙により選出。選任委員は、農業協同組合が推薦した理事 1 人及び市議会が推薦した学識経験者 4 人を市長が選任

c 会議回数（平成 20 年度）

・委員会 13 回

d 報酬

・会長 月額 62,400 円

・副会長 月額 59,200 円

・委員 月額 58,500 円

イ 現行条例制定の経過及び内容について

(ア) 制定の経過

- ・ 本件委員会委員の報酬は、昭和 31 年 12 月 22 日に制定された現行条例に基づき支給している。
- ・ 現行条例制定以前は、本件委員会委員の報酬は市議会議員の報酬も含めた「尼崎市報酬、費用及び実費弁償条例（以下「旧条例」という。）」に基づき、月額で支給していた。
- ・ 昭和 31 年の法の一部改正（昭和 31 年 6 月 12 日法律第 147 号）に伴い、第 203 条第 2 項（現行の第 203 条の 2 第 2 項）で「報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」、第 203 条第 4 項（現行の第 203 条の 2 第 4 項）で「条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる」、第 204 条の 2 で「いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、…（略）…支給することができない」とする条文に対応するため、市議会議員と行政委員会委員の報酬を個別に定めることとし、旧条例を廃止

するとともに、現行条例を制定したものである。

(イ) 内容

- ・ 現行条例においても、後記「ウ 法第 203 条の 2 第 2 項の趣旨等について」で記述した法改正時の経過及び行政実例を踏まえた上で、本件委員会委員の報酬を月額支給と定めている。
- ・ 現行条例制定後においても、尼崎市特別職報酬等審議会からの答申に準拠するなどして、議決を経て適宜改正を行い、現在に至っている。現行条例における報酬額は、学識経験者、公募市民、各種団体代表者等で構成する尼崎市特別職報酬等懇話会からの提言（平成 16 年 10 月 13 日）を踏まえた条例の一部改正の議決（平成 17 年 3 月 1 日）を経て、平成 17 年 4 月 1 日から適用されている（選挙管理委員会委員、公平委員会委員は引き下げ、農業委員会委員は据え置き）。

なお、兵庫県下（神戸市、姫路市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、明石市）においても、姫路市農業委員会の年額支給を除き、いずれも月額支給としている。

ウ 法第 203 条の 2 第 2 項の趣旨等について

法改正時の経過及び行政実例により、次のとおり行政委員会委員に対して月額報酬（法第 203 条の 2 第 2 項のただし書きを適用）を支給する場合は、行政委員会委員の職務内容等により、地方自治体が自主的に判断することを認めている。

(ア) 法改正時の経過

法第 203 条の 2 第 2 項は、昭和 31 年の法の一部改正をもって制定された。条文のただし書に関しては当初の案がなく、法律案の審議に際して、衆議院地方行政委員会（昭和 31 年 5 月 15 日）で修正案として追加された内容である。その提案理由として会議録には「非常勤の職員のうちにおきましても、たとえば教育委員会の委員とか、選挙管理委員会の委員とか、人事委員会の委員とか、公安委員会の委員とか、あるいは地方労働委員会の委員とか、農業委員会の委員というような、主として執行機関に属している委員会の委員も、この非常勤の職員のうちの職員となっておる次第であります。」、「地方公共団体において、条例をもって勤務日数に応じて支給する方法と別の方法をもってこれらの報酬を支給する方法を定められた場合においては、その条例によるものであるというようなただし書きをここに挿入することが適当」とある。この修正案は、委員会で全会一致によって可決されている。

(イ) 行政実例

行政実例（昭和 31 年 7 月 31 日 自丁公発第 109 号 横浜市総務局長宛 公務員課長回答）において、法改正時の法律解釈の疑義について、「非常勤職員

に対する報酬は…（略）…特に条例で例外を認めることができるものとされたが、日額とすべきか、月額とすべきかの判断の具体的基準を御指示願いたい」との問いに対し、自治庁の回答は「報酬を日額をもつて定めるか月額をもつて定めるかは、その者の職務内容及び勤務態様等を考慮して具体的実情に応じ自主的に判断すべきものである」としている。

(2) 判 断

請求人は、本件委員会委員の職務内容は、会議日数等からみて、大津地裁判決にある滋賀県行政委員会の開催頻度と大差はなく、月額報酬を支給していることは、法第 203 条の 2 第 2 項の趣旨及び同第 204 条の 2 の規定に違反していると主張している。

しかしながら、先の事実の認定で述べたとおり、本件委員会委員の職務内容は、会議等への出席にとどまらず、法律に定められた権限の執行等に関して、普段からの情報・知識の収集等のほか、法的・社会的責任や身分的制限が課せられているといった状況が生じることとなり、本件委員会委員に対する報酬については、単に勤務日数に応じた額による報酬の対価としてとらえがたい事情がある。

また、現行条例において本件委員会委員の報酬を月額支給とした理由については、昭和 31 年の法の一部改正時の経過及び当時の行政実例に基づき、本市が自主的に判断したものであり、現行条例制定後においても、尼崎市特別職報酬等審議会からの答申に準拠するなどして、議決を経て適宜改正を行い、現在に至っていることが認められる。

こうしたことから、本件委員会委員の報酬を月額支給としていることについては妥当なものと判断する。

(3) 結 論

以上のとおり、本件委員会委員の報酬を月額支給としていることについては妥当なものであり、請求人が本件委員会委員に対して月額報酬を支給しないことを求める本件措置請求には理由がないものと判断する。

以 上